

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	C62960	ライフサイクル全般にわたる総合信頼性(ディペンダビリティ)レビュー	Dependability reviews during the life cycle	この規格は、日本が提案し主導して取り組み、2020年に制定された国際標準IEC 62960 Dependability reviews during the life cycleをJIS化するものである。IEC 62960は、システムライフサイクルの全ての段階に適用できる技術的観点からの総合信頼性のレビュー方法に関するガイダンスを提供する。System of Systems (SoS)、Internet of Things(IoT)などの新しい傾向のシステムを含む幅広い分野に活用できる基本的なガイダンスである。IEC 62960制定に伴い、国際標準IEC 61160 (Design review)は廃棄されIEC 62960に置き替えられた。ライフサイクル全体を通じてシステムの総合信頼性を向上させるために、国際規格と整合した総合信頼性のレビュー方法に関するガイダンスが国内でも求められており、このJISを制定する必要がある。	この規格は、製品やシステムの設計及び開発のみならず、ライフサイクルの構想及び定義、製造、据付け・運用及び保全、廃却の段階に従事する産業界の技術者及び責任者、これらシステムを販売する経営マネジメントにとっては、インフラ輸出などははじめとする日本製品の国内外市場展開時の品質改善や効率的な産業活動に寄与する。また、これらの国際取引に関わるプレーヤー及び利用者にとっては、消費者保護や安全確保に寄与するものである。この規格の制定によって、総合信頼性のレビュー方法が国内に広く普及し、国際産業競争力の強化や産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義及び略語 4 総合信頼性レビューの紹介 5 ライフサイクルにおける総合信頼性レビュー活動 6 総合信頼性レビュープロセスの実装	—	IEC 62960:2020 Dependability reviews during the life cycle	IDT	第2条の該当号: 第2号(鉱工業品の設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年7月
JSA	07 情報	制定	X21841	システム及びソフトウェア技術—システム オブ システムズの種類方法	Systems and software engineering — Taxonomy of systems of systems	ネットワークを介してシステム間接続が急速に進み、様々な領域での利用が拡大している社会環境において、システムが、自身の目的に沿って開発され運用される一方で、より大きな別の新たなサービスを目的としていたシステム オブ システムズ (SoS : System of Systems) に、そのシステムが当初の想定にあるか否かに関わらず、構成要素の一つとして組み込まれるケースが増えている。個々のシステムは、それ独自の利用目的のために開発・運用・改良・保守されるのと並行して、それらを相互運用するSoSに組み込まれれば、システムは運用時又は改良時に、組み込まれたSoSに影響を及ぼし、また、その個々のシステムもSoSの開発・運用・改良・保守から影響を受けるといったリスクを抱えることになる。 ISO/IEC/IEEE 21841:2019は、システム オブ システムズ (SoS) の標準化された分類方法を定義し、四つのタイプによりエンジニアリングのアプローチが異なり、SoSの運用、マネジメントの程度が異なることを示す国際規格として制定されている。これによって、SoSの各タイプ別の特徴・特性とそのリスクに対して、ステークホルダーの理解を促進し、SoSの開発・運用・改良・保守及び取引についての合意形成を迅速かつ円滑なものにする。 また、システムエンジニアやソフトウェアエンジニアが、SoSの各タイプ別の特徴・特性を把握することを促進することで、リスクに対応して効率化したシステムズ エンジニアリングやマネジメントの手法・プロセスを、SoS及び個々のシステムの開発・運用・改良・保守について計画し対策することを可能にする。 このような状況から、個々のシステムのリスクを解消するためには、システム オブ システムズ・エンジニアリング (SoSE) と関連させたこのSoS分類方法を国内に広く普及させる必要がある、国際規格に整合したJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、SoSの分類方法が明確となり、SoSの開発・運用・改良・保守及び取引について、より迅速かつ円滑に合意形成されることが期待される。また、システムエンジニアやソフトウェアエンジニアが、SoSの各タイプの特徴・特性を把握し、そのリスクに事前に対策できるように効率化したエンジニアリングやマネジメントの手法・プロセスを用いることで、SoS及びその個々のシステムの開発・運用・改良・保守の作業を効率化できることが期待される。さらに、上記はSoSの品質や安全性を高めて安定化させることにつながり、特に、ヘルスケア、輸送、エネルギーといった公共インフラシステムのSoS化進行も含む様々な領域での巨大かつ永続的な社会技術システム(Sociotechnical systems)の実現及び持続性の向上が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 概念及び適用 5 システム オブ システムズの種類方法	—	ISO/IEC/IEEE 21841:2019 Systems and software engineering — Taxonomy of systems of systems	IDT	第2条の該当号: 第6号、第7号(電磁的記録の種類、使用方法) 対象事項: 電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X22123-1	情報技術－クラウドコンピューティング－第1部:用語	Information technology – Cloud computing: Part 1: Vocabulary	クラウドコンピューティングは、これからの情報化社会の根幹として、IoTやスマートシティなど、インターネットを基底としたコンピュータ資源の共有と利用形態(スケーラブルで弾力性のある共有可能な物理的又は仮想的なリソース資源へのネットワークアクセス)を提供するものである。しかし、市場で使われているクラウドコンピューティングの用語や定義は、業界や市場さらに政府調達や政府ガイドラインにおいても、必ずしも統一的に定義されたものではなく、それぞれが独自に定義し使用している。 現在、クラウドコンピューティングの分野で使用される語彙の用語及び定義並びに概要について、ISO/IEC 17788:2014を基にJIS X 9401(情報技術－クラウドコンピューティング－概要及び用語)が制定されている。一方、国際規格は、JIS X 9401の対応国際規格であるISO/IEC 17788を含め、ISO/IEC 17789、ISO/IEC 19086、ISO/IEC 19941、ISO/IEC 19944などクラウドコンピューティングに関する国際規格から関連の用語及び定義を抽出し、網羅的・統一的に示す用語集として、2021年にISO/IEC 22123-1(Information technology – Cloud computing: Part 1: Vocabulary)が新たに制定された。このような状況から、これからの情報化社会の根幹となるクラウドコンピューティングの技術の実態に即した用語及び定義にJISを改める必要があり、国際規格との整合性を図りながら、すでにJIS規格として制定されているJIS X 9401:2016を包含し、規格体系も国際規格に合わせて、新たな規格群としてJISを制定する必要がある。このため、このJISの制定に伴い、JIS X 9401を廃止する必要がある。 ISO/IEC 22123規格体系における後続するパートについて、ISO/IEC 22123-2 (Part 2:Concepts)は委員会段階、ISO/IEC 22123-3 (Part 3:Reference Architecture)は提案段階に進み規格開発が進んでいる。	今回、国際規格においてクラウドコンピューティングに関する用語の棚卸しを行ってとりまとめたISO/IEC 22123-1を基にJISを制定し、利用を促すことにより、クラウドコンピューティング用語の使いやすさの向上が図られるとともに、市場での不便や混乱が解消され、国際的に通用する市場形成に役立つことが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義	JIS X 9401:2016	ISO/IEC 22123-1:2021 Information technology – Cloud computing: Part 1: Vocabulary	IDT	第2条の該当号: 第5号(電磁的記録(クラウドコンピューティング)の用語) 対象事項: 電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月
JSA	07 情報	制定	X23396	ソフトウェア及びシステム技術－ソフトウェア及びシステム開発における作業生産物のレビューのツール能力	Systems and software engineering – Capabilities of review tools	【必要性】 システムの活用は企業内にとどまらず、直接企業の顧客が利用したり、組み込みソフトウェアとして日常生活に不可欠な要素になってきており、従来にもまして高い品質が求められる、また品質に対する説明責任の重要性も増しており、品質確保のためにレビューの重要性はますます高まっている。 大規模なプロジェクトにおいては、1 000件を超えるレビュー指摘事項があり、これらに対する対処を漏れなく実施するためには、ソフトウェアツールの利用が不可欠となっている。 従来は、レビューツールとして具備すべき能力の規範は規定されておらず、ツールベンダー又は文書編集ツールベンダーが個別に能力を提供してきており、文書にメモを付与するだけの能力から、レビューの指摘事項すべての状態管理をする能力を備えるものまで千差万別であり、利用者は何をもちてレビューツールとするのかさえ不明瞭であった。 このような状況において、レビューツールが具備すべき能力を規定する国際規格であるISO/IEC 23396が2020年7月に出版された。ISO/IEC 23396は、システム及びソフトウェアの管理、開発、テスト、並びに保守に関するすべての組織が使用できる作業生産物レビューを支援するソフトウェアツールが具備すべき能力を規定している。また、ISO/IEC 23396は、生産物レビュープロセスを規定する国際規格ISO/IEC 20246(2020年度JIS原案作成中)との整合性もとられている。 このため、国内においてもISO/IEC 23396と整合性のとれた最新のレビューツール規格を制定し、普及させる必要がある。	この規格を制定することにより、利用者がレビューツールを採用する際に、客観的かつ透明性が高い基準に基づく合理的なツールの評価、選定が可能となる。また、適切なレビューツールの活用によりソフトウェア及びシステムの開発において製品の品質を向上することが期待される。さらに、国際規格との整合性を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 レビューツールのオブジェクトモデル 5 レビューツールのエンティティ 6 レビューツールの能力	—	ISO/IEC 23396:2020, Systems and software engineering – Capabilities of review tools	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法) 対象事項: 電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X23761	EPUBアクセシビリティ-EPUB出版物の適合性及び発見性の要求事項	ISO/IEC 23761 Digital Publishing — EPUB Accessibility — Conformance and Discoverability Requirements for EPUB Publications	【必要性】 近年、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の制定(2019年)及び「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマフクシユ条約」の批准(2018年)を受けて、印刷物だと判読できない人にも読めるような電子書籍(アクセシブルな電子書籍)を推進することが必要になってきている。そのために、電子書籍がアクセシブルかどうかを明示する方法が強く望まれている。 一方、電子書籍がアクセシブルかどうかを明示するための規格として、EPUB出版物のアクセシビリティを検証するためのコンテンツ適合性要求事項、及びEPUB出版物を検出可能にするためのアクセシビリティメタデータ要求事項を規定したISO/IEC 23761が制定されている。このような状況から、この国際規格を基に日本語固有の情報も追加し、国際規格に整合したJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、電子書籍のアクセシビリティがどこまで達成されているかが出版側にも利用者にも把握できるように、アクセシブルな電子書籍を必要とする人(印刷物だと判読できない人)にとっては、自分にとってアクセシブルな電子書籍を入手することが容易になる。出版する側としては、EPUB電子書籍がどこまでアクセシブルかを意識する機会となるとともに、国際整合したJISの制定によって、電子書籍の市場の拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 スコープ 2 引用規格 3 用語及び定義 4 成功技術 5 古い版への適用 6 適合性クラス 7 発見可能性 8 アクセシブルな出版物 9 最適化された出版物 10 配布	—	ISO/IEC 23761:2021 Digital Publishing — EPUB Accessibility — Conformance and Discoverability Requirements for EPUB Publications	IDT	第2条の該当号: 第8号(電磁的記録に関する試験方法) 対象事項: EPUB出版物	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月
JSA	07 情報	制定	X33004	情報技術-プロセスアセスメント-プロセス参照モデル、プロセスアセスメントモデル及び成熟度モデルの要求事項	Information technology — Process assessment — Requirements for process reference, process assessment and maturity models	IoT時代においては、他社開発のソフトウェアと自社開発のソフトウェアを結びつける必要があり、結び付けの複雑性及び規模は増大する傾向にある。そのため、ソフトウェアの高い開発プロセス能力水準への到達及び維持が必要であり、それにはプロセスアセスメント手法が有効である。プロセスアセスメント手法を理解する上で、ベースとなるプロセスアセスメントモデルの考え方の理解が求められるが、現状、我が国では、適切な標準が存在していない。 また、アジャイル開発、モデルベース開発、セキュリティ、機能安全等、新たなソフトウェア開発プロセスへの対応も求められている。そのため、既存プロセスに対するアクティビティ追加スキルや新たなプロセス構築スキルが必要であり、それにはプロセスモデルの構築の考え方の理解が有効であるが、同じくわが国では、適切な標準が存在していない。一方、ヨーロッパでは既に自動車業界を中心としてプロセスアセスメントが実施されており、現在、ソフトウェア開発プロセスアセスメント手法に関する国際規格であるISO/IEC 33000(33K)シリーズのJIS化を進めており、すでに、33Kシリーズの概念、用語定義及びアセスメント手順を規定したISO/IEC 33001及びISO/IEC 33002、アセスメントに関わる統計処理の解釈法の定義を与えるISO/IEC 33003、並びにこの解釈法に基づき具体的な採点を実施するための方法論を定義するISO/IEC 33020については、JIS X 33001～JIS X 33003及びJIS X 33020(開発中)としてJIS化されている。 さらに、この33KシリーズのISO/IEC 33004は、アセスメントに使うプロセス参照モデル、プロセスアセスメントモデル、成熟度モデルへの要求事項を規定した規格であり、アセッサに対して、プロセスアセスメントモデルの理解を深めることで、精度の高いアセスメントの実施とプロセスアセスメントの促進を可能とし、また、プロセス改善を担うSEPG(ソフトウェアプロセス改善者)、及び現場のソフトウェア開発技術者に対して、プロセスモデルの構築に対する理解の向上が可能となる規格である。これにより製品品質や安全性の向上を図ることが可能である。 このような重要性を鑑み、ISO/IEC 33004の理解及び普及を促進するため、JISを制定する必要がある。	この規格の制定により、国内におけるプロセスアセスメントの実施が促進され、当該市場への組込みソフトウェアを含むサプライ部品を輸出している輸出額の維持・拡大が期待できる。 また、プロセスアセスメントは、自動車業界だけでなく、保険、金融、医療、セキュリティ等へ拡大されようとしており、このJISの制定により、この流れの促進が期待できる。 さらに、この規格の制定により、アセッサによるプロセスアセスメントモデルの理解、SEPGや現場のソフトウェア開発技術者のプロセスモデルの理解の促進を通じて、製品品質や安全性の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 プロセスモデルの要求事項 5 プロセス参照モデル 6 プロセスアセスメントモデル 7 成熟度モデル	特になし	ISO/IEC 33004:2015 Information technology — Process assessment — Requirements for process reference, process assessment and maturity models	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法) 対象事項: 電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	Q31010	リスクマネジメントーリスクアセスメント技法	Risk management - Risk assessment techniques	この規格は、リスクアセスメントのための体系的な技法の選択及び適用に関する手引きを提供するものである。2012年に制定されてから約10年が経過し、技術の進歩によって、リスクアセスメントのための技法は進化を遂げ、使われる分野もオープンシステムへ、また、複雑系へと広がりを見せている。リスクを特定・分析・評価するために適用対象に応じて最適な技法を選択することは、リスクマネジメントの観点から、ますます重要となっている。その状況を反映し、現在及び将来のニーズに応えるために、対応国際規格IEC/ISO 31010:2009は、新たにIEC 31010として2019年に改訂された。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場や技術の実態に則し、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、複雑化した社会の最新の状況に対応したリスクアセスメントを行うことができるようになることから、より適切なリスクマネジメントを行うことが可能となり、総合信頼性を高める効果が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・重要概念の説明(簡条3及び4) リスクアセスメントの概念の理解に必要な、“機会”、“脅威”、“リスク誘因”などの用語を定義する。また、中核的概念である“不確かさ”、“リスク”について説明する。 ・プロセスの詳述(簡条5及び6) JIS Q 31000(リスクマネジメントー指針)と重複する事項を削除し、技法の使用の計画、実施、検証及び妥当性を確認するプロセスをより詳細に示す。 ・新技法の追加(附属書A及びB) オープンシステムのような複数の利害関係者が関与する複雑系のリスクを分析するシンディニックアプローチ、個人のプライバシー、個人情報に影響するリスクを分析するためのプライバシー影響分析/データ保護影響分析などを新たに取り入れ、現行版の31技法から41技法に増やす。 ・技法の体系化(附属書A及びB) 適切な技法を選択するために各技法の特性、適用できる範囲、位置付けなどを更に詳細に体系化した分類で示す。	—	IEC 31010:2019 Risk management - Risk assessment techniques	IDT	第2条の該当号: 第2号(鉱工業品の設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年7月
JSA	07 情報	改正	X3002	電子計算機プログラム言語COBOL	Information technology - Programming languages - COBOL	この規格は、COBOLの構文及び意味について規定したもので、ISO/IEC 1989:2002を基に2011年に改正されている。その後、対応国際規格は、プログラム言語の仕様に市場のニーズを取り入れる形で2014年に改訂され、動的に伸縮する変数や配列、ISO/IEC/IEEE 60559が規定する十進浮動小数点数の扱いや丸めの指定など、大小多数の新機能が組み入れられた。こうした仕様は、世界のCOBOL処理系の開発者(Gnuコミュニティを含む。)によって選択的に実装されつつある。しかし、これらの新機能に対応するJISが整備されていないことで、一般のCOBOLプログラマーが、新しい機能を仕様全体との関係で理解する機会がないのが現状である。このような状況から、こうした現状を改善するために、技術の実態に即して、最新の対応国際規格と整合させるよう、JISの改正の必要がある。	JISを改正することによって、これらを使ったプログラミングがされ、COBOLで書かれるシステム開発及び保守の効率向上に寄与することが期待できる。また、個々の仕様の全体仕様に対する意味合いや、規格仕様との整合性、他の処理系との互換性の度合いなどを測ることが可能となり、効率向上に寄与するとともに、一般プログラマーが安心して利用することができるようになることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・動的に伸縮する変数、及び動的に容量の変わる配列を導入する。 ・ISO/IEC/IEEE 60559の改正で規定された十進浮動小数点数を扱う変数及び演算(丸め方法を含む。)を導入する。 ・各種の組込み関数(日付、時間、文字列操作など)を追加する。	—	ISO/IEC 1989:2014 Information technology - Programming languages, their environments and system software interfaces - Programming language COBOL	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法、使用方法) 対象事項: 電磁的記録(プログラム言語)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X4177-7	文書スキーマ定義言語(DSDL)―第7部:文字レパートリ記述言語(CREPDL)	Information technology – Document Schema Definition Languages (DSDL) – Part 7: Character Repertoire Description Language (CREPDL)	この規格は、Character Repertoire Description Language (CREPDL:文字レパートリ記述言語)を規定するもので、ISO/IEC 19757-7:2009を基に2011年に制定されたものである。 グローバルな電子化情報交換の普及に伴い、国際符号化文字集合(UCS)にある文字すべてを無制限に使うのではなく、使える文字符号と文字符号列を明示し、制限することが必要となっている(実装負担の軽減)。近年、UCSのAnnex Aに記載されているサブレパートリが増加しているのも、こうした制限が必要なことを示している。漢字を扱う日本では、制限の必要性はとくに高い。UCSの使える漢字を制限し、さらしごの異体字シーケンス(IVS)がどの漢字の後におけるかを制限する必要がある。 対応国際規格ISO/IEC 19757-7:2009は、使える文字符号の制限を記述するために制定された。その後、文字符号の集合だけでなく、文字符号の列(漢字の後に異体字シーケンスを置いたものはこれに該当する)の集合を記述する必要があるが生じ、この内容を盛り込んで2020年に改訂された。日本においては、この拡張を図ることによって、どの漢字のあとにどのIVSが使えるかが記述できるようになる。このような状況から、IVSが普及しつつあるいま、国際規格との整合及び技術の実態に即した内容にJISを改正する必要がある。	JISを改正することによって、UCS準拠を担保した上で、様々な使用用途に応じた符号列を含む文字符号セットの記述が容易となる。また、使用可能な符号位置が明確に制限されるため、府庁間、国地方間を含む複数の組織間での情報交換の文字符号レベルでの曖昧性が排除されることが期待できる。 また、JIS独自に附属書として、代表的な字体セットのための制限を記載することにより、Unicodeにあるすべての文字が野放図に使われていくことを抑止する効果が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・簡条5に、文字符号の集合だけでなく、文字符号の列の集合を扱うことを加え、大幅に拡充する。 ・簡条6“表記法”において、文字符号を検査するのかわ、それとも文字符号の列を検査するのかわを指定する属性を追加する。また、改正前の版との混同を避けるため、CREPDLスキーマの名前空間の名称を変更する。 ・簡条7“意味”において、レジストリとしてUnicode漢字字形データベース(Unicode Ideographic Variation Database)を導入する。 ・附属書Bに、文字符号の列の集合を記述した例を追加する。 ・新たに附属書Cを設け、主な改正点を列挙する。	—	ISO/IEC 19757-7:2020 Information technology – Document Schema Definition Languages (DSDL) – Part 7: Character Repertoire Description Language (CREPDL)	IDT	第2条の該当号: 第6号、第7号(電磁的記録の構造、電磁的記録の作成方法、使用方法) 対象事項: 情報システム及び電磁的記録	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月
JSA	07 情報	改正	X6255	長期データ保存用光ディスクのためのデータ移行方法	Data migration method for optical disks for long-term data storage	この規格は、長期データ保存用のDVD-Rディスク、DVD-RWディスク、DVD-RAMディスク、+Rディスク、+RWディスク、CD-Rディスク、CD-RWディスク、BDレコーダブルディスク及びBD書換形ディスクのためのデータ移行方法について規定している。 情報を長期保存できる記録形DVD媒体に記録したデータの保存状況を定期的に試験し、試験結果によって別媒体にデータ移行することで長期間保管できる方法として、2011年に制定され、その後、対応国際規格であるISO/IEC 29121の改訂に合わせて、対象の光ディスクを、記録形CD・記録形BDに拡張するなど、2度の改正を行ってきた。今回、ISO/IEC 29121においては、日本からの提案によって、対象ユーザをプロフェッショナルから一般へ拡大するための改訂が行われ、2021年に発行されたことから、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、対象とするユーザがプロフェッショナルから一般へと拡張され、光ディスクによる長期データ保存を付加価値とする光ディスクの市場を大きく拡張できることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 国際規格との整合を図るため、 1. 定期性能試験において、試験方法をより明確に規定する。 2. 定期性能試験において、試験間隔の計算に必要な推定寿命をより明確に規定し、また、寿命試験の基準となる試験方法としてJIS X6256を引用する。さらに、附属書E及び附属書Fを参考から規定に変更する。 3. 試験ドライブの要求事項を、ユーザの使用条件を考慮して変更する。 4. 試験環境条件を新たに規定する。	—	ISO/IEC 29121:2021, Information technology – Digitally recorded media for information interchange and storage – Data migration method for optical disks for long-term data storage	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 長期データ保存用光ディスク	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準 作成委員会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は, 現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は, 現行JISの英文名 称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国 際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始 予定
JSA	07 情報	廃止	X9401	情報技術—クラウドコンピューティング—概要及び用語	Information technology -- Cloud computing -- Overview and vocabulary	関連する国際規格において、この規格の対応国際規格であるISO/IEC 17788:2014を含め、クラウドコンピューティングに関する用語が一つの規格に集約されることとなり、ISO/IEC 22123-1として2021年2月に制定された。このような国際規格の動きに対応して、JISにおいてもクラウドコンピューティングの用語について規定しているJIS X 9401をISO/IEC 22123-1に対応して、クラウドコンピューティングの規格群として新たに制定することとなり、これに伴いJIS X 9401を同時に廃止する必要がある。	ISO/IEC 17788:2014 Information technology — Cloud computing — Overview and vocabulary	IDT	無	2021年7月